

1 みやぎ海とさかなの県民条例に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」の見直しとその概要

本県では、水産業が地域社会を支える活力ある産業として発展し、安全で良質な水産物を安定供給していくとともに、水産業が果たすべき役割と豊かな自然を次代に引き継ぎ、健康で潤いのある県民生活を築き上げるため、県、県民、水産業者等が互いに連携しながら、それぞれの責務と役割において、本県の水産業の振興に努めることを宣言し、その方策を明らかにするため、平成15年3月20日に「みやぎ海とさかなの県民条例」が公布されました（平成15年4月1日施行）。

この「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づいて、「健全で豊かな食と環境を実現する水産業の構築」を目指し、本県水産業の振興に関する中長期的な目標、基本的な方針及び総合的かつ計画的に展開すべき施策の方向性を示したものが「水産業の振興に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という。）」（平成16年6月30日施行）です。

基本計画が策定されてから5年目にあたる平成20年度は、水産業の振興に関する中長期的な目標に対する施策の成果を踏まえ、かつ社会経済情勢の変化に対応するため、計画の見直しを行いました。

●新たな計画の概要

基本方向：豊穡な海の恵みに感謝するとともに豊かな自然環境を次代に引き継ぎ健康で潤いのある県民生活を築くために取組を進める。

施策の6本柱：

- ① 量から質へ、持続的な資源利用と環境との調和
- ② 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立
- ③ 情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体の育成
- ④ 「みやぎブランド」の発信による「水産みやぎ」の活力強化
- ⑤ 県民とともに次世代へつなぐ豊穡な海づくり
- ⑥ 国への働きかけ

今後の重点プロジェクト：

- ①養殖振興プロジェクト→「養殖振興プラン」の策定、ブランド化への取組等
- ②資源管理プロジェクト→「資源回復計画」等総合的な資源管理体制の構築
- ③水産地域活性化プロジェクト →「水産加工業振興プラン」の策定等水産地域の総合的支援
- ④担い手の確保・育成プロジェクト→経営力のある人材の育成、経営構造改革
- ⑤食育推進プロジェクト→食文化継承や地産地消の推進、水産業への理解促進
- ⑥環境保全プロジェクト→海を県民共有の財産と捉え総合的な環境保全を推進

○「水産業の振興に関する基本的な計画」の見直し

1 見直しの趣旨

本県では、平成15年4月に制定された「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づき、平成16年6月に「水産業の振興に関する基本的な計画」を策定し、本県の水産業の健全な発展と県民生活の安定化を図るため、各種の施策を展開してきました。しかし、水産資源の減少や漁場生産力の低下、従事者の高齢化等の厳しい状況に加え、食の安全性に対する要求の高まりや漁船用燃油価格の高騰、水産物自給率向上等新たに解決すべき問題も発生してきました。

こうした状況を踏まえ、現計画を現状に即した計画とし、改めて本県水産業の一層の活性化を図るため、平成20年度に計画の変更を行いました。

●見直しの視点

- (1) 水産業を巡る情勢の大きな変化
- (2) 現計画に基づくこれまでの取組の評価を踏まえた見直し
- (3) 国の基本計画、県の将来ビジョン等との整合性

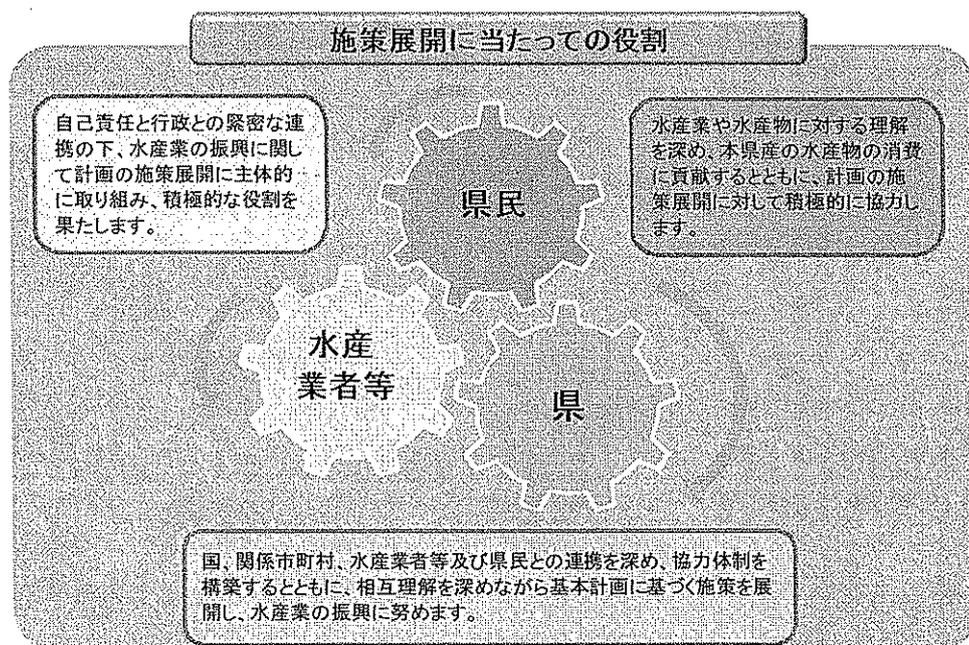
2 見直しの経過

見直しに当たっては、宮城県産業振興審議会に諮問するとともに、庁内に「基本計画検討チーム」を設置し作業を進めました。審議会、同水産林業部会がそれぞれ3回ずつ開催される等活発な審議が行われ、その結果、平成21年1月30日に審議会から知事へ答申が行われました。

また、見直し案は第322回県議会(平成21年2月定例会)で正式に承認されました。

3 計画の概要

新たな計画では、水産業の持続的発展が地域環境を保全し、水産物の安定供給と地域活性化等にもつながるとの考えの下、「私たちが目指すもの」として、「海の恵みに感謝し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことで豊かな県民生活を支える」とのメッセージを発信し、これまでの6つの柱を基本とした施策に加えて特に取り組む課題として6つの重点プロジェクトを掲げ、施策を展開することとしています。



(水産業振興課)